

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

1 訪問型サービスサービスコード表	1
2 通所型サービスサービスコード表	2
3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	3

1 訪問型サービスサービス(独自)コード表

令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者 要支援1・2	(1)1週に1回程度の場合	1176単位	1176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		(2)1週に2回程度の場合	2349単位	2349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	要支援2	(3)1週に2回を超える程度の場合	3727単位	3727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割					日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防 止未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割				日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		要支援2	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割					日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅰ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅱ		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅲ		要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算Ⅲ日割		要支援2(週2回を超える程度)		1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ		所定単位数の270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の170/1000 加算			

●早島町が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

2 通所型サービスサービスコード表

令和8年6月1日改正

サービスコード 種類 項目		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
A6	I111	通所型独自サービスⅠ	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,798	1月につき		
A6	I112	通所型独自サービスⅠ日割		1,798単位	日割りの場合 ÷30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	I121	通所型独自サービスⅡ		要支援2		3621単位	3,621	1月につき	
A6	I122	通所型独自サービスⅡ日割		3,621単位	日割りの場合 ÷30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2			要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算2			要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割			日割りの場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		要支援2	176単位加算	176			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		要支援2	144単位加算	144			
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2		要支援2	48単位加算	48			
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	フ 介護職員処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119単位		83	1日につき

●早島町が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和8年6月1日改正

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント		442単位	442
AF	2121	介護予防ケアマネジメント・虐待	イ介護予防ケアマネジメント費 (事業対象者・要支援1・2)	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算 438単位	438
AF	2131	介護予防ケアマネジメント・業未		業務継続計画未策定減算 4単位減算 438単位	438
AF	2141	介護予防ケアマネジメント・虐待・業未		高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算 8 単位減算 434単位	434
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ初回加算	初回加算を算定する場合 300単位加算	300
AF	4002	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ委託連携加算	委託連携加算を算定する場合 300単位加算	300
AF	6207	介護予防ケア処遇改善加算11	ニ介護職員等処遇改善加算	9単位加算	9
AF	6208	介護予防ケア処遇改善加算12		15単位加算	15
AF	6209	介護予防ケア処遇改善加算13		16単位加算	16
AF	6210	介護予防ケア処遇改善加算14		22単位加算	22

* 早島町では、令和8年度は介護予防ケアマネジメントにおいて介護職員等処遇改善加算の算定はできません。

●早島町が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードについて

サービス種類・サービス種類コード

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
訪問型サービス	A2	サービス種類毎に付番
通所型サービス	A6	
介護予防ケアマネジメントサービス費	AF	

留意事項

- ・ 黄色の網掛けは、報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの
- ・ 水色の網掛けは、報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

●早島町が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数	+	所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目についての留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき